

品名	取得年月	金額	利用状況(日)	コメント
体圧分布制御ユニット	H10.3	4,830	5	平成7～9年まで実施した研究における実証試験装置として委託製作したものである。研究の終了とともに使用しなくなった。
スプレードライヤー	H10.3	3,559	10	平成7～11年に実施した学官共同研究用に導入したものである。大量の試薬を粉末状にするものだが、研究の終了と共に使用しなくなった。
訓練用椅子	H10.3	9,522	10	平成7～9年まで実施した研究における実証試験装置として委託製作したものである。研究の終了とともに使用しなくなった。
白黒分別ロボット	H11.10	4,515	10	リモート計測に関する研究の実証用に委託製作したものである。現在では研究成果の普及も終わり、デモ用としてのみ使用している。
生産管理ソフトウェア	H13.2	11,550	3	平成12年まで実施したものづくり情報通信支援センター整備事業用に導入したものである。現在は研修、講習会等で使用するのみとなっている。

(工業技術センター調べ)

(注) 平成14年度途中の導入機器で利用日数が10日以下のものは除外した。

⑥ 高度技術研究所

重要物品とされている研究機器のうち、平成14年度の利用状況がまったくないものも見受けられる。

これは、平成4年11月に高度技術研究所が開設されて以来10年を経過するため、当初購入した機器が陳腐化したもの、研究の進展により利用可能性が少なくなったもの等の理由によるものである。利用実績がなかった機器の内容のうち、任意に抜粋すれば、以下のとおりである。

表5-9 平成14年度の使用実績がなかったもの（8件のうち5件を抜粋）の状況（単位：千円）

品名/名称	規格品質	購入年月	金額	備 考
デジタルオシロスコープ	54512B	H 5. 3	3,048	性能が旧式となり、使用なし。今後外部利用機器として使用。
周波数タイムインターバルアナライザー	5372A	H 5. 3	5,150	研究の進展により一時使われなくなった。今後の使用可能性は大（同様の機能は現在ではオシロスコープに搭載されるようになってきたが、専用機としてのアプリソフトが豊富であり、この点で最新のオシロスコープにない機能がある）。
信号処理システム	PC31	H 7. 3	3,964	H12年研究者退職により、引継者が一時的にいなくなったため、使用していない。今後外部利用を含め使用予定。
テープ試験機	BX-D3079	H 8. 3	25,677	研究状況変化により、使用なし。今後外部利用を含め使用予定（現状テープ媒体に関する研究なし）・
ビットエラーアナライザー	HP E500A	H 9. 9	4,949	研究の進展により一時使われなくなった。今後の使用の見込み（同様の機能は現在ではオシロスコープに搭載されるようになってきたが、専用機としてのアプリソフトが豊富であり、この点で最新のオシロスコープにない機能がある）

(3) 利用計画を含めた購入計画の必要性（環境センター）

購入機器の選定時に、取得目的や機器の仕様等を検討しているものの利用計画書を作成していない。

購入された機器は、有効活用されているものが大半であるが、使用頻度の低いものや使用していない機器も散見される。これらについては使用見込みや転用の可否を検討し、不用なものは処分することが望まれるところであるが、そもそも使用頻度の低い機器や短期間の使用で終わるものがないように、利用計画を含めた購入計画を検討しておくことも重要である。

特に、高額機器については、中長期計画に基づいた購入計画を作成し、継続的な利用が見込まれるかどうかを十分に検討する必要がある。

(4) 挿し木など取得価額がゼロの公有財産（果樹試験場）

「公有財産事務取扱について」出納局長通知の「公有財産台帳に関する事項第3 公有財産台帳に登載する立木の取扱について」（昭和50年2月13日付け管-42）によれば、試験研究機関の施設において集団的に栽培している果樹類、またはこれらに準ずるものは、「樹木」として公有財産台帳に登載される。

当該通達により、従来公有財産に登載されていないもので、新たに登載する場合は「新規登載」、樹木を単独に購入し植栽した場合「新植」とする。

公有財産台帳整理は、原則5年毎に実地調査を行うことになっているが、果樹試験場の場合、毎年、新植、伐採等があり5年に1度では台帳と実際の植樹状況の差異が大きくなるため、3年に1度、実地調査を実施している。

「新規登載」として樹木の公有財産台帳に記載する価格は、時価により評価した額となる。「新植」の場合の価格は、購入価格とし、運搬費や植込み等の付随費用は含まない。

挿し木等、購入価格がゼロの公有財産の評価は、現在、数量把握は行っているが、ゼロ評価となっている。しかし、公有財産であり、かつ本数も多いため、金額評価し、公有財産台帳に登載する必要があると考える。

(5) 開放研究室利用状況（工業技術センター）

開放研究室（10室）のうち、A棟 開放研究室（NO. 9）の研究室は平成10年から14年までの5年間使用実績がない。ホームページにより開放研究室利用の入居募集を行っているが、設備有効利用のため積極的に利用を呼びかけるなどの方策も必要と考える。

(6) 不用固定資産の処分・利用度について（高度技術研究所）

研究所3階にある実地研修室（収容人数24人）は、いわゆるIT研修ルームとしてパソコンが設置してあり、外部利用に供しているものの利用実績はほとんどない。実地研修室のパソコンは旧式であり、現在の利用に耐えられるものではない。また、設備の更新はしていない。

このような研修室が、高度技術研究所として必要な設備であるか疑義が残る。実地研修室の設備（パソコン）の利用可能性は低いことから廃棄するとともに、研修室の今後の有効活用を検討していくことが必要である。

(7) 「設備機器使用簿」の記載要件（高度技術研究所）

高度技術研究所の設備・機器を使用する場合には、職員・外部者を問わず、「設備機器使用簿」に使用実績を記録している。次の4つの項目が記載されていれば、各機器毎に「設備機器使用簿」の様式をアレンジして使用実績を記録することが許容されている。

・使用年月日、時間、使用者、備考

任意に「設備機器使用簿」を査閲した結果、「設備機器使用簿」の記載要件に、以下の問題点があった。

表5-10 設備機器使用簿記載状況

室名	X線解析室	走査型電子顕微鏡室	透視型電子顕微鏡室	表面分析室	表面分析室
機器名 (通称・略称)	X線回折装置 (RINT2000H-U)	走査型電子顕微鏡 (SEM)	透視型電子顕微鏡 (TEM)	光電子分光装置 (ESCA)	複合型表面分析装置 (オージェ)
①機器名の記載欄がない				×	
②年度の記載欄がない	×			×	
③鉛筆書きが散見される	×	×	×	×	×
④使用者の所属機関名の記載欄がない	×			×	×
⑤クリップ止めである				×	
⑥入室時間帯の記載欄がない。(△：入室開始時間しか記載されていない場合が散見される)	△		×	△	×

(表の補足説明)

- ① 「設備機器使用簿」に機器名の記載欄がない。どの機器の「設備機器使用簿」か判別可能とするため、また、管理上他の機器の「設備機器使用簿」と混同しないために、機器名の記載欄を設けるべきである。
- ② 月日欄のみの記載であるため、使用年が特定できない。年月日欄とするか、または、少なくとも冒頭には使用年を記載し、使用年月日を特定できるように改善すべきである。
- ③ 使用実績の記載に鉛筆書きが散見された。設備機器使用簿は、設備・機器の使用実績の統計基礎資料の役割も果たすため、ボールペン書きとすべきである。
- ④ 使用者の所属機関名の記載欄がない。使用者の氏名欄だけでは、使用者が職員なのか、外部者であるのか、客観的に区別できない。また、外部者が使用する場合には、原則として、使用料を徴収するため、使用者の所属機関名の記載欄を設けるべきである。
- ⑤ 設備機器使用簿がA4用紙で作成されているが、クリップ止めのみである。バラバラになるおそれがあるため、ファイルに綴じて管理すべきである。
- ⑥ 入室時間帯の記載欄がない。また、「時間」欄としか記載がないため、入室時間しか記載されていない場合が散見される。使用簿であれば、入室時間欄と退室時間欄を設けるべきと考える。

上記記載項目欄を設けて使用実績を適切に把握すべきである。

なお、研究所の施設及び設備の外部使用者が提出する「高度技術研究所使用許可申請書」及び「AIT設備使用記録」について、高度技術研究所との間に共同研究契約を締結している共同研究相手は提出を省略できる（「共同研究契約における設備機器の利用手続きについて」）。ところが、「設備機器使用簿」上、共同研究契約に基づく設備使用、または通常の設備使用につき、記載項目がなく同書類を提出する必要があるか否かについて客観的な区別ができなくなっている。

「高度技術研究所使用許可申請書」及び「AIT設備使用記録」の提出義務があるか否かを客観的に区別できるよう「設備機器使用簿」に共同研究契約に基づく設備使用であることを明示すべきと考える。

2 固定資産の管理

(1) 保有図書管理

試験研究機関が保有する図書については、コンピュータで管理している機関がある一方、背表紙に管理ラベルが貼られていない機関もあった。

図書は主に内部で利用されているものの外部からの要求に応じて貸出しも行っている。一企業では保有できない高額、あるいは通しナンバーがそろった雑誌類等についてはその保有状況を的確に把握する等、各試験研究機関において共通の守るべき管理基準を策定すべきである。

(2) 未使用資産に係る契約（環境センター）

環境センターで平成13年度に取得したダイオキシン類測定機器の本体（ガスクロマト質量分析計）は平成14年度から利用されているものの、本体に取り付けて使用する附属システム（大量注入溶媒除去システム）は現時点では本体に取り付けられておらず、利用されていない。

このダイオキシン類測定機器の附属システムの詳細内容は以下のとおりである。

表5-11 ダイオキシン測定機器附属システムの内容

品名	物品分類コード/記番号	取得年月日	金額（円）	利用状況（日）	備考
大量注入溶媒除去システム	1-15-02-99-999/000005	H14/3/28	6,877,500	0 (注) 4	(注) 1 取得の背景 (注) 2 物品の内容 (注) 3 同時取得理由

(注) 1. 取得の背景

平成13年度（平成14年3月）環境センター八橋分室敷地内にダイオキシン類分析棟が完成した。ダイオキシン類環境実態調査は、平成14年度より、本格的に開始した。大量注入溶媒

除去システムは、平成13年度のダイオキシン類分析に関連する予算（化学物質対策費）に含めて購入した重要物品である。

2. 物品の内容

ダイオキシン類測定のための、最新鋭の分析装置であるガスクロマト質量分析計（HRGC/HGMS）は、その性能を最大限に発揮できる状態で分析計を調整する必要があるが、秋田県のようにダイオキシン類が低レベルの地域では、測定しきれない場合がある。大量注入溶媒除去システムは、ガスクロマト質量分析計（HRGC/HGMS）の付属システムで、この付属システムを用いて分析試料の大量注入及び溶媒除去を行うことにより、ダイオキシン類を高感度に、しかも高精度に測定が可能となる。

3. 本体と同時取得をした理由

(1) 整備機器計画に基づくものであった。

ダイオキシン類の測定に関する分析及び前処理機器は、平成14年度中にダイオキシン類の測定を可能とするために、平成13年度と平成14年度に整備する計画であった。この機器整備計画にもとづき、平成13年度はダイオキシン類の分析機器、平成14年度は前処理機器を導入した。

(2) ガスクロマトグラフ質量分析計（物品分類コード1-15-02-05-999 記番号000007 取得日H14/3/28 金額59,262,000円）に付属するシステムであった。

大量注入溶媒除去システムの分析試料注入条件は、水、土壌、大気等の環境媒体中のダイオキシン類濃度だけでなく、ガスクロマト質量分析計（HRGC/HGMS）の特性にも左右される。したがって、大量注入溶媒除去システムは、ガスクロマト質量分析計（HRGC/HGMS）と合わせた一体の分析システムとして導入することが望ましく、そのためガスクロマト質量分析計（HRGC/HGMS）の購入に合わせて大量注入溶媒除去システムも購入した。

4. 平成14年度の利用状況（年間使用日数）が0となっている理由

高感度に、しかも高精度に測定することができる反面、その使用条件の難度は非常に高い。また、一度このシステムを取り付けてしまうと、使用条件を変更することが難しい。

現状の測定は、このシステムが必要とならない濃度の土壌・底質試料が対象であり、現段階ではガスクロマト質量分析計（HRGC/HGMS）に取り付けていないが、平成15年度には必要となるものである。現在、最適な使用条件を検討中で、条件が決まり次第取り付ける予定となっている。

使用条件の検討は12月中に終了の予定で、機器の調整作業開始時期は、平成16年1月からの予定である。

大量注入溶媒除去システムは、使用条件の設定を慎重に行うべき精密機器ではあるが、少な

くとも平成14年度の利用実績がゼロであったという点からみれば、ガスクロマト質量分析計（HRGC/HGMS）と同時に平成13年度で取得する必要性に疑問が残る。ダイオキシン類の分析をしながら、最適な使用条件を決める試験に多くの時間が必要であったことは理解できるが、このシステムについて具体的使用計画に基づいて措置すべきであったと考える。

(3) 森林技術センター使用許可申請

秋田県森林技術センター規則第2条には、「森林の保全及び林業に関する知識及び技術を習得させることを目的として研修会等を行うため、センターを使用しようとする者は、研修計画書を添付した森林技術センター使用許可申請書をセンターの長に提出し、その許可を受けなければならぬ。」と規定されている。

当該森林技術センター使用許可申請書の査閲をしようとしたところ、少なくとも平成12年度以降は、使用許可申請の実績がないため、使用許可申請書がないとのことであった。会議室等の研修施設の使用状況を聴取したところ、県民を対象としたイベント「森の学校」で年2日、施設見学時における使用、内部会議等による使用といった自主使用実績はあるが、使用許可申請書に基づく外部使用はないとのことである。

研修施設が使用許可申請書が整備されていないながら、外部からの研修による使用実績がなく、県施設を有効利用しているとは言えない。森林技術センターの研修施設が使用できることをホームページ等で広く周知し、有効利用を図ることが必要と考える。

(4) 物品受払残高記録の管理（工業技術センター他）

工業技術センターの企画部署では、物品購入後、シリアルラベルを貼って台帳登録までを行い、それ以降の現物管理は供用者側が行っているのみであり、定期的な現物棚卸作業が実施されていない。物品の棚卸は数量の確認だけでなく、使用状況の把握や不用品認定の把握にも必要であるため、定期的実施すべきである。なお、他の試験研究機関においても物品の棚卸しは実施されていないため、同様に実施すべきである。

(5) 設備機器の貸与（高度技術研究所）

① 「高度技術研究所使用許可申請書」の申請日

研究所の施設及び設備の使用許可を受けようとする者は、「高度技術研究所使用許可申請書」を記載し、使用日の7日前までに高度技術研究所に申請しなければならないが（「秋田県高度技術研究所管理規程」第2条）、実際は、施設及び設備の外部使用者のほとんどが、使用日の前日または当日に申請し、使用している。

当該管理規程に従い、使用日の7日前までに当該申請書を使用者から入手するか、または

使用日の7日前までに当該申請書をもって申請することが実態に合っていないならば、当該管理規程を実態に合わせて改定することが必要である。

② 「設備使用記録書」の提出の網羅性

「研究所設備の利用者は、使用後において設備担当者に設備の異常等がないかの確認を受け、設備使用記録簿を提出するものとする。」（「秋田県高度技術研究所管理規程」第11条）との規定がある。

平成15年3月分の「高度技術研究所使用許可申請書」と「AIT設備使用記録」（＝設備使用記録書）とを照合したところ、「高度技術研究所使用許可申請書」17件に対して、「AIT設備使用記録」は6件（回収率35.3%）しかなく、もれなく提出されていない。

規程に従い「AIT設備使用記録」を回収する必要がある。また、「AIT設備使用記録」提出の網羅性を確保するため、「高度技術研究所使用許可申請書」と照合することが必要と考える。

3 契約関係

(1) エレベータ保守管理委託契約（随意契約）について（各機関共通）

エレベータ保守管理委託契約は、エレベータ製造メーカーの系列保守点検業者と随意契約で締結されている。当該契約にあたり、「設置されているエレベータの保守点検技術を有するものは製造メーカーの系列保守点検業者のみであること」を業者の選定理由としているが、現在ではエレベータ製造メーカー系列の保守点検業者ではなくても保守点検が可能であり、当該随意契約に合理的な理由を見出すことはできない。したがって、より競争的で経済的な結果をもたらす契約方法（指名競争入札等）に変更する必要がある。

(2) サーバシステムの賃借契約について（衛生科学研究所）

衛生科学研究所において平成14年3月に旧サーバシステムを更新し、新システム（単年度賃借額5,898,060円）を導入した。この新サーバシステムの賃借契約について以下の点で不備があった。

- i) 購入した場合と賃借した場合の有利不利を検討した資料がない。また、賃借（リース）する場合に賃借額の妥当性を検証するために、取得価額に対する合理的なリース料率を勘案したうえでの賃借額を算出した資料もない。
- ii) 賃借した場合においても、複数のリース会社からの見積書を入手すべきであるが、実施されていない。

上記の不備は主に賃借することが前提で予算措置されていたことによるものである。しかし、新設備導入にあたっては必要最小限の投資となるよう最大限の努力をし、購入によるか賃借によるかを検討すべきである。

なお、行政手続の事務処理を適正に執行するため、種々の手引きが作成されている。近年の県の財政事情は厳しく、単年度の多額な購入が困難と予想されることから、今後ますます複数年の賃借契約が増えていくことも予想される。したがって、複数年にまたがる賃借契約の締結にあたり、具体的に検討すべき事項を手引きに明示し、事務手続きの便宜を図ることが期待される。

(3) 設計金額と予定価格設定について（環境センター）

環境センターの株式会社秋田県分析化学センターへの業務委託契約に係る設計金額は、14,579千円であり、（平成14年3月20日の支出負担行為伺に添付されている）同月22日の予定価格調書では予定価格が13,100千円となっている。また、3月26日の契約額及び契約締結伺に添付されている3月25日付けの見積書の金額は共に13,035千円となっている（「表5-13 金額経緯」参照）。

設計金額と予定価格とに差異があるのは、設計金額は試薬単価を定価で見積もっていることによる。予定価格は、過去の契約実績等を勘案して設定していると聴取した。随意契約における予定価格設定は、秋田県財務規則第171条の2において、同規則第159条第3項を準用して規定されている。これによると予定価格は、「当該物件、公示又は役務の取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、契約数量の多寡、履行期間の長短等を考慮」して設定するものとしている。この契約については、計算された設計金額から予定価格を設定する際の根拠資料は書面として作成されていないため、設計金額から導き出した予定価格の妥当性につき、判断することができなくなっている。

予定価格を設定する際に試薬について値引きされた単価を考慮するならば、設計金額設定時に値引きを反映させた単価で計算する必要がある。予定価格はその上で、設定権限者が実例価格等、諸般の事情を考慮して設定すべきものとする。

ちなみに、25日に提出された見積額では、試薬金額は定価から値引きされた金額で計上されていること、並びに諸経費及び直接人件費の率が設計金額20%に対し、10%（988千円から494千円）にて算出されていることにより予定価格と近い金額となっている。